

流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年流山市条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する埋立事業を行う場合に、市が事業者に対し必要な指導を行うことにより、土砂等の適正な埋立て等の推進を図ることを目的とする。

(計画書の提出)

第2条 条例に基づく埋立事業の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、埋立事業事前計画書（別記第1号様式）（条例第7条第1項の許可の申請にあつては埋立事業変更計画書（別記第2号様式））を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する埋立事業事前計画書又は埋立事業変更計画書の記載内容に変更があった場合は、速やかに埋立事業事前計画（変更計画）内容変更届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の埋立事業事前計画書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 埋立区域の位置図（縮尺25,000分の1程度のもの）
- (2) 埋立区域の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- (3) 埋立区域の公図の写し（法務局備え付けによる縮尺のもの）
- (4) 埋立事業の施工前及び施工後の埋立区域の構造が判明できる平面図及び断面図（縮尺250分の1から500分の1程度のもの）並びに土量計算書
- (5) 埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書面及び経路図

(6) 次条に規定する埋立区域に隣接する土地所有者への説明に関する計画書及び同意書

(7) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の埋立事業変更計画書は、前項第1号から第6号までに係る部分についての変更に係る部分について記載するものとする。(説明等)

第3条 事業者は、埋立区域内の土地所有者及び権利を有する者に対し、次に掲げる事項について説明し、当該埋立事業についての同意書（流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年流山市規則第16号。以下「規則」という。）別記第3号様式又は別記第4号様式を準用）を徴するものとする。

- (1) 埋立事業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 埋立区域の位置及び面積
- (3) 現場事務所を置く場合の設置計画並びに現場責任者の氏名及び職名
- (4) 埋立区域の表土の地質の状況（当該表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造）
- (5) 埋立事業に使用される土砂等の量
- (6) 埋立事業の期間
- (7) 埋立事業が完了した場合の構造（一時たい積事業の場合は、埋立事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造）
- (8) 埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（一時たい積事業の場合は、年間の埋立事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先）
- (9) 埋立事業が施工されている間において、埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

- (10) 埋立事業が施工されている間において、埋立区域以外の地域への当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
 - (11) 一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
 - (12) 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項
 - (13) その他埋立区域周辺の環境保全上の留意点
- 2 事業者は、その責めに帰することのできない事由により前項に規定する説明ができない場合又は同意書を徴することができない場合には、その事由及び措置等の記録を保存しておくものとする。

(協定の締結)

第4条 事業者は、埋立区域に隣接する土地所有者及び権利を有する者から、埋立事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について、協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めなければならない。

(許可の申請)

第5条 事業者は、第2条第1項に規定する埋立事業事前計画書及び埋立事業変更計画書の提出に当たっては、第3条第1項に規定する説明をした者がわかる書類及び同意書を添付しなければならない。なお、第3条第2項に規定する場合にあっては、その記録を添付しなければならない。

(報告の聴取)

第6条 市長は、事業者に対し、必要に応じて調整、協議等の状況について、報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。